

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者 石村 一人（施設長）
 2. 苦情受付担当者 特別養護老人ホーム部門 山本 剛（介護部長）
短期入所生活介護事業部門 // （ // ）
デイサービス事業部門 野坂 昌史（管理者）
居宅介護支援事業部門 平山 梓（管理者）
 3. 第三者委員 友安 秀子（連絡先：56-1301）
石川 昌司（連絡先：56-3277）
 4. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申立人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行ないます。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
 - (4) 関係機関の紹介
本事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。
 - ◇愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会
電話：089-998-3477
 - ◇愛媛県国民健康保険団体連合会
電話：089-968-8800
 - ◇四国中央市介護保険係
電話：0896-28-6025
- ※その他…業務他の文書閲覧は事務所までお申し付け下さい。